

新たな防火規制導入に向けて

笹塚一丁目(一部)地区の新たな防火規制区域指定(案) 平成27年4月1日施行予定

渋谷区まちづくり課

区域指定(案) 笹塚一丁目2番～5番、6番の一部、7番～28番、31番～46番、62番、63番街区の準防火地域部分

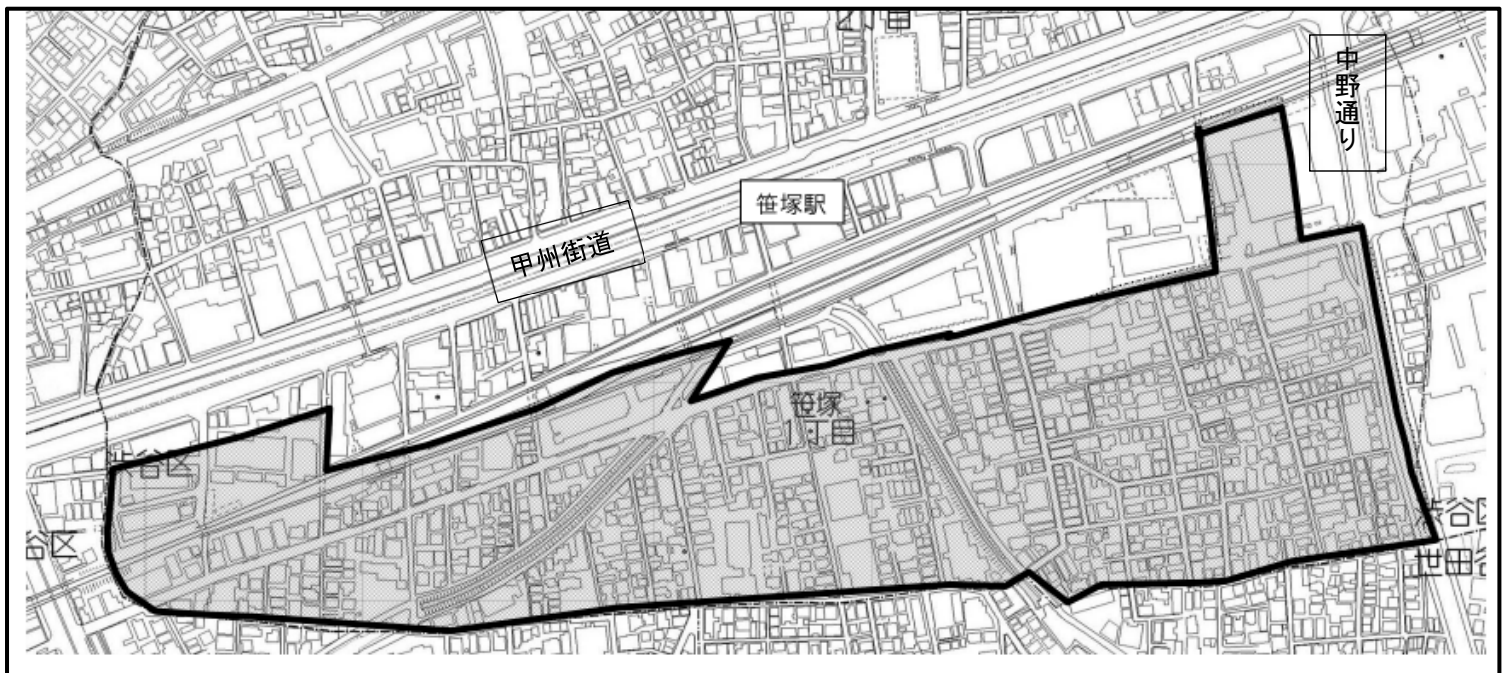
笹塚一丁目の区域指定は通称 中野通り(正式名称 特例都道(420) 鮫洲大山線)から西側の区域。

凡例



区域指定案
(準防火地域)

区域指定図(案)



- ・制度の概要については裏面参照
 - ・笹塚一丁目のまちづくりに関する情報は区のホームページでもご覧になれます
- 笹塚一丁目地区の燃え広がらないまちづくり

http://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/machi/sasai_moehirogaranai.html

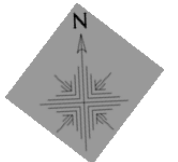
□新たな防火規制について(東京都都市整備局)

<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/kijun/azenbouka.htm>

お問合せ先

渋谷区 都市整備部 まちづくり課 地区計画係 担当: 中野、山口、神門

Tel: 03-3463-2947 (ダイヤルイン) Fax: 03-5458-4915



新たな防火規制について（制度の概要）

1 施策の目的

木造密集地域における災害時の安全性を確保するため、笹塚一丁目（一部）地区において東京都建築安全条例第7条の3に基づいて、新たな防火規制を区域指定する。

これにより災害時の危険性が高い地域について、建築物の耐火性能を強化する。

2 施策の内容

（1）対象区域

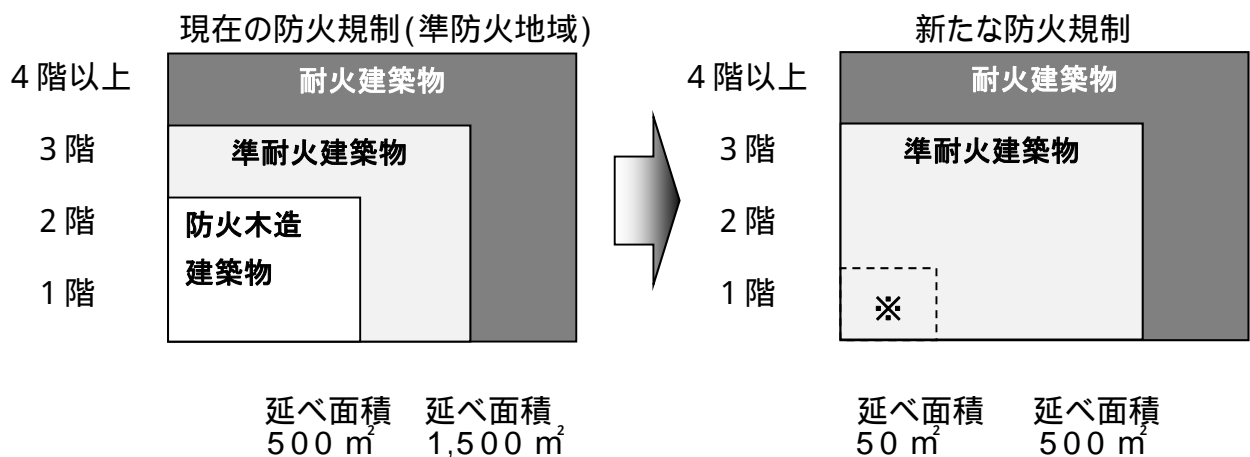
裏面参照

（2）制度の内容

ア 原則として、全ての建築物は、準耐火建築物以上（一定の技術的基準に適合する建築物は除く）とする。

イ そのうち、延べ面積が500m²を超えるものは耐火建築物とする。

延べ面積による建築構造



※50 m²以内の平家建の附属建築物は、防火木造建築物ならば建築可能